

資料

士別市災害発生記録
士別市河川一覧
重要水防箇所一覧
土砂災害危険箇所一覧
指定緊急避難場所及び指定避難所一覧
広域避難場所一覧
防災関係機関連絡先一覧
災害情報等報告取扱要領
市内医療機関一覧
指定文化財一覧
災害救助法による救助の概要
直接即報基準
ヘリコプター指定離着陸場候補地
北海道災害義援金募集（配当）委員会会則
災害義援金募集（配分）事業要綱骨子
各種融資制度の概要
災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧
激甚法による財政援助一覧
各種協定一覧
重要水防箇所位置図
土砂災害危険箇所位置図
指定緊急避難場所等位置図
広域避難場所位置図
ヘリコプター指定離着陸場候補地位置図

士別市災害発生記録

(計画第1章第7節 (P13) 関係)

年月日	種別	地域	被害状況
明治37年7月	水害	全地域	犬牛別川の鉄橋上1.2mあまりの水位に達し、農作物等に多大の被害を与えた。
大正5年8月		上士別町	菊水橋付近 殉職者1名
大正11年8月		全地域	家屋及び田畑の流失
昭和7年8月			大水害と冷害凶作が重なり、河川沿線の農家に二重の被害を与えた。浸水面積3,285.1ha、流失面積6.9ha、流失家屋5戸、浸水家屋496戸、被害家畜13頭
昭和28年7月31日 ～8月2日	水害	全市	死者1名、負傷者5名、罹災者14,823名、流失19戸、半壊9戸、床上浸水358戸、床下浸水750戸、田畑冠水2,720ha、道路流失埋没3.9km、決潰20カ所、耕地流失埋没4,803ha、橋梁流失19橋、破損19橋、堤防決潰180カ所(3km)、破損43カ所、その他被害266,283千円
昭和29年9月	暴風雨	全市	全壊254戸、半壊96戸、農作物84%の被害
昭和30年7月3日 ～8月30日		全市	2ヶ月で785.9mm断続的な豪雨により、床上浸水350戸、床下浸水1,340戸、田畑流失15ha、同冠水750ha、道路決潰7カ所、橋梁流失30カ所、河川19カ所
昭和48年8月 ～9月	豪雨	全市	床上浸水6戸、床下浸水113戸、田畑被害8,375ha、道路決潰8カ所、橋梁流失9カ所、河川9カ所
昭和50年8月 ～9月	集中豪雨	全市	床上浸水98戸、床下浸水1,394戸、農業被害812,031千円、土木被害2,387,520千円、その他2,087,512千円
昭和56年8月	集中豪雨	全市	床上浸水13戸、床下浸水111戸、農業被害532,075千円、土木被害334,700千円、被害総額1,524,443千円
平成4年7月30日 ～31日	集中豪雨	全市	床下浸水1戸、農業被害37,000千円、土木被害30,091千円
平成6年8月14日	集中豪雨	全市	床上浸水37戸、床下浸水41戸、農業被害398,456千円、土木被害60,300千円
平成11年7月29日		温根別町	床上浸水11戸37人、床下浸水12戸27人、182,396千円
平成12年7月25日	大雨	全市	床下浸水1棟、農業被害250千円、土木被害30,402千円
平成12年9月1日	大雨	全市	床下浸水1棟、土木被害5,187千円
平成13年7月25日		温根別町	床下浸水2戸
平成13年9月9日	台風	全市	床下浸水3棟、農地冠水68.6ha、農業被害11,238千円、土木被害16,560千円、被害総額31,293千円
平成16年9月8日	台風	全市	半壊43棟、一部破損204棟、非住宅全壊93棟 非住宅半壊335棟、農業被害554,978千円、土木被害2,152千円、林業被害67,766千円、衛生被害4,671千円、商工被害11,408千円、公立文教被害24,219千円、社会教育施設被害33,095千円、社会福祉施設被害1,646千円、その他26,960千円、被害総額871,333千円
平成22年7月29日	大雨	全市	床上浸水3棟、床下浸水4棟 農地浸冠水67ha、農業施設被害5箇所2,600千円、河川被害8箇所6,600千円、道路被害36箇所16,900千円、公立文教施設被害1箇所700千円
平成26年8月	大雨	全市	床上浸水2戸、床下浸水18戸、田畑141ha浸冠水、河川被害17箇所27,027千円、道路被害15箇所14,347千円、橋梁被害3箇所94,711千円
平成28年8月	台風	全市	床上浸水9戸、床下浸水53戸

士別市河川一覧

(計画第1章第7節 (P13) 関係)

番号	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	指定
1	天塩川	256.3	5,594.3	1級
2	丸三川	7.7	17.7	普通
3	北東陽川	2.2	1.6	普通
4	東陽川	4.0	4.0	普通
5	東別川	1.6	1.7	普通
6	東陽沢川	1.3	0.7	普通
7	タヨロマ川	28.7	76.3	1級
8	真狩川	7.1	8.9	普通
9	32線川	2.1	1.8	普通
10	熊の沢川	3.4	3.3	普通
11	40線川	4.5	2.8	普通
12	武徳北川	2.0	1.6	普通
13	武徳南川	2.5	2.4	普通
14	土風川	5.2	4.4	普通
15	ポントーフトナイ川	4.2	6.9	1級
16	中多寄川	4.2	2.6	普通
17	日向川	5.0	4.7	普通
18	上向川	1.6	1.3	普通
19	新タヨロマ川	4.5	11.0	1級
20	オーツナイ川	5.2	5.4	1級
21	剣淵川	39.3	645.3	1級
22	北西川	2.9	2.7	普通
23	チューブス川	6.1	10.8	1級
24	旧チューブス川	1.5	0.4	普通
25	新学田川	2.7	2.4	普通
26	不動川	1.1	0.8	普通
27	南士別川	1.1	0.4	普通
28	十五線川	2.6	2.8	普通
29	犬牛別川	35.1	285.2	1級
30	イパノマップ川	13.5	31.2	1級
31	ポンイパノマップ川	8.2	10.6	1級
32	西士別奥沢川	4.0	3.4	普通
33	ニセイパロマナイ川	6.1	13.3	1級
34	北静沢川	1.6	0.7	普通
35	温根別川	20.4	61.8	1級
36	北2線沢川	1.7	1.7	普通
37	十一線川	2.4	1.1	普通
38	北十二線川	1.7	0.9	普通
39	北十三線川	2.7	1.7	普通
40	北十四線川	1.0	0.6	普通
41	オロウエンベツ川	8.3	16.6	1級
42	十五線沢川	2.5	2.7	普通
43	十六線沢川	2.0	1.8	普通
44	十七線沢川	6.0	8.1	普通
45	シュルクタウシベツ川	10.0	42.1	1級

番号	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	指定
46	小沢川	5.1	12.5	1級
47	左沢川	2.6	1.6	普通
48	右の沢川	3.1	6.1	普通
49	オクサワ川	5.1	4.2	普通
50	仲線川	5.8	10.9	1級
51	仲線八号川	2.5	1.2	普通
52	仲線沢川	4.1	4.4	普通
53	仲線上沢川	2.2	1.7	普通
54	仲線十二号川	1.1	0.4	普通
55	アベノサワ川	4.3	3.3	1級
56	仲線奥川	1.5	1.0	普通
57	仲線十三号川	1.5	0.9	普通
58	九線川	7.4	9.2	1級
59	八線沢川	3.5	1.5	普通
60	南九線川	5.1	3.4	普通
61	南十二線川	5.1	4.3	普通
62	摺鉢川	6.7	9.0	普通
63	南十六線沢川	1.8	1.5	普通
64	南十六線川	3.3	3.0	普通
65	南十七線川	2.6	2.3	普通
66	マムシの沢川	4.3	9.7	普通
67	第二マムシの沢川	2.0	3.6	普通
68	五線川	7.5	13.4	1級
69	六線川	2.2	1.8	1級
70	八線川	1.9	1.3	1級
71	上九線川	5.1	6.1	1級
72	九線沢川	1.0	0.6	普通
73	イブン川	1.7	1.1	普通
74	十一線川	2.5	4.8	普通
75	イブン奥沢川	1.3	1.2	普通
76	南沢川	1.2	0.9	普通
77	東十一線川	1.4	1.2	普通
78	ワッカウエンナイ川	6.6	16.7	1級
79	オトシオモレ川	3.0	2.1	普通
80	オトシ川	2.7	1.0	普通
81	川西五線川	6.1	8.4	1級
82	川西川	3.4	2.2	普通
83	中土別十線川	8.1	17.4	1級
84	十二線川	5.1	3.1	普通
85	十一線川	3.5	2.4	普通
86	川西九線川	2.1	1.4	普通
87	カワニシ十一線川	3.0	2.6	普通
88	岐阜川	1.9	1.6	普通
89	金川	19.6	79.3	1級
90	南沢川	5.1	5.0	普通
91	パンケヌカナンプ川	16.8	43.2	1級
92	銀川	10.7	15.5	1級
93	大和川	2.8	2.8	普通
94	南七号川	2.3	0.9	普通

番号	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	指定
95	三郷川	5.1	4.8	普通
96	西内大部川	10.0	23.1	1級
97	左の沢川	4.5	4.3	普通
98	右の沢川	3.2	4.0	普通
99	森川	2.2	0.9	普通
100	林川	2.6	1.0	普通
101	東内大部川	8.0	9.1	1級
102	兼内川	2.4	0.9	普通
103	士別パンケ川	7.7	14.4	1級
104	上士別二十七線川	3.4	1.6	普通
105	大英川	2.5	3.3	普通
106	ヌプリシロマナイ川	7.9	17.0	1級
107	北一の沢川	2.0	1.6	普通
108	右の沢川	4.0	2.0	普通
109	北二の沢川	1.5	1.0	普通
110	左の沢川	4.0	1.5	普通
111	北三の沢川	2.5	1.0	普通
112	北四の沢川	2.2	1.1	普通
113	パンケヌカナンブ川	20.9	99.5	1級
114	湯沢川	3.2	3.6	普通
115	チラエル川	2.6	2.1	普通
116	砂金沢川	7.4	12.8	普通
117	奥沢川	2.5	3.0	普通
118	第二砂金沢川	2.0	0.9	普通
119	岡崎川	3.0	1.6	普通
120	右の沢川	9.5	41.4	1級
121	二股川	3.6	5.3	1級
122	三栄川	4.7	5.0	普通
123	左の沢川	6.1	12.5	普通
124	壬子沢川	2.0	2.0	普通
125	鱒の沢川	5.0	3.9	普通
126	中の沢川	5.0	5.7	普通
127	二線川	2.6	1.4	普通
128	五線川	3.0	1.8	普通
129	朝日六線川	7.0	7.8	1級
130	九線川	3.7	3.0	普通
131	ケナシ川	5.3	7.9	普通
132	トナシ川	2.2	1.7	普通
133	ホウダイ川	4.6	4.0	普通
134	坂東沢川	1.5	1.5	普通
135	林栄川	0.6	0.6	普通
136	登和里川	8.1	19.0	1級
137	登和里1の沢川	3.2	2.2	普通
138	登和里2の沢川	2.6	2.4	普通
139	久尾内川	7.1	5.2	普通
140	久尾内1の沢川	2.2	0.9	普通
141	岩尾内川	10.6	29.9	1級
142	右の沢川	5.2	8.2	普通
143	左の沢川	4.1	5.3	普通

番号	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	指定
144	サックル川	12.0	48.4	1級
145	タドシュナイ川	8.6	16.3	普通
146	藻瀬狩川	6.1	13.1	普通
147	中の沢川	5.3	4.9	普通
148	似峽川	15.5	74.8	1級
149	北見沢川	9.0	23.1	普通
150	熊の沢川	5.8	5.0	普通
151	馬背川	9.2	31.5	普通
152	鹿ノ背川	6.9	14.3	普通
153	於鬼頭川	9.2	22.6	1級
154	若鷺川	2.6	1.0	普通
155	山女川	6.3	8.0	普通
156	四線川	3.0	1.1	1級
157	二の沢川	3.0	1.6	普通
158	三の沢川	2.8	2.3	普通
159	サンサロ川	2.5	1.6	普通
160	分岐川	2.7	2.2	普通
161	ボンオケト川	6.3	5.7	普通
162	イワナ川	3.2	2.4	普通
163	ポンテシオ川	8.5	32.2	普通
164	岩鉄川	7.2	14.9	普通
165	豊栄川	1.5	1.5	普通

重要水防箇所一覧

(計画第4章 (P55、P58) 関係)

1 天塩川 (国直轄区間)

番号	築堤名	距離標 (kp)	延長 (km)		種別	重要度
1	朝日左岸	196.6~199.0	左岸	2.61	堤防高	A
2	朝日上流左岸	200.6~202.4	左岸	1.90	堤防高	A
3	日向右岸	166.8~167.0	右岸	0.26	堤防高	B
4	日向右岸	167.2~167.4	右岸	0.20	堤防高	B
5	日向右岸	167.6~168.0	右岸	0.43	堤防高	B
6	日向右岸	168.2~168.4	右岸	0.18	堤防高	B
7	日向右岸	169.2~169.6	右岸	0.42	堤防高	B
8	日向右岸	170.0~170.2	右岸	0.14	堤防高	B
9	土別右岸	170.2~171.4	右岸	1.11	堤防高	B
10	土別右岸	171.6~171.8	右岸	0.20	堤防高	B
11	土別右岸	184.2~184.8	右岸	0.59	堤防高	B
12	朝日右岸	198.0~198.2	右岸	0.20	堤防高	A
13	朝日右岸	198.4~198.6	右岸	0.21	堤防高	A
14	朝日上流右岸	201.6~201.8	右岸	0.20	堤防高	A
15	朝日上流右岸	202.2~202.4	右岸	0.26	堤防高	A
16	日向右岸	166.4~166.6	右岸	0.14	堤防断面	B
17	土別右岸	170.2~170.4	右岸	0.19	堤防断面	B
18	土別右岸	170.6~170.8	右岸	0.17	堤防断面	B
19	土別右岸	171.0~171.4	右岸	0.40	堤防断面	B
20	朝日右岸	197.2~199.0	右岸	1.89	堤防断面	A
21	朝日上流右岸	200.6~202.4	右岸	1.91	堤防断面	A
22	川南	185.3~188.1	左岸	2.96	漏水	B
23	土別右岸	169.9~173.5	右岸	3.42	漏水	B
24	中土別右岸	186.1~186.7	右岸	0.40	法崩れ・スベリ	B
25	上土別	187.1~187.6	右岸	0.68	法崩れ・スベリ	B
26	土別右岸	170.2~170.3	右岸	0.10	水衝・洗堀	B
27	土別右岸	173.4~173.5	右岸	0.12	水衝・洗堀	B
28	土別右岸	177.0~177.1	右岸	0.12	水衝・洗堀	B
29	土別右岸	179.9~180.0	右岸	0.09	水衝・洗堀	B
30	土別右岸	180.7~180.8	右岸	0.11	水衝・洗堀	B
31	中土別右岸	184.5~184.6	右岸	0.10	水衝・洗堀	B
32	上土別	189.5~189.6	右岸	0.08	水衝・洗堀	A
33	東内大部右岸	193.8~194.0	右岸	0.22	水衝・洗堀	B
34	日向橋	167.57	—	—	工作物	B
35	平和橋	184.03	—	—	工作物	B
36	糸魚橋	198.93	—	—	工作物	B
37	登和里橋	204.31	—	—	工作物	B
38	土別左岸	173.15~173.50	左岸	0.34	旧川跡	要注意
39	土別左岸	173.95~174.05	左岸	0.07	旧川跡	要注意
40	土別左岸	175.20~175.50	左岸	0.28	旧川跡	要注意
41	土別左岸	175.80~175.95	左岸	0.16	旧川跡	要注意
42	土別左岸	176.60~176.70	左岸	0.09	旧川跡	要注意
43	中土別左岸	180.05~180.15	左岸	0.07	旧川跡	要注意
44	中土別左岸	180.70~180.75	左岸	0.04	旧川跡	要注意
45	中土別左岸	180.85~181.20	左岸	0.35	旧川跡	要注意

番号	築堤名	距離標 (kp)	延長 (km)		種別	重要度
46	中士別左岸	181.50~181.60	左岸	0.08	旧川跡	要注意
47	東内大部左岸	193.90~193.95	左岸	0.06	旧川跡	要注意
48	東内大部左岸	194.10~194.15	左岸	0.05	旧川跡	要注意
49	東内大部左岸	194.35~194.40	左岸	0.03	旧川跡	要注意
50	東内大部左岸	194.70~195.10	左岸	0.38	旧川跡	要注意
51	朝日左岸	196.50~196.60	左岸	0.17	旧川跡	要注意
52	朝日左岸	196.70~196.95	左岸	0.25	旧川跡	要注意
53	朝日左岸	197.65~197.95	左岸	0.32	旧川跡	要注意
54	朝日左岸	198.10~198.30	左岸	0.21	旧川跡	要注意
55	朝日左岸	198.85~198.90	左岸	0.03	旧川跡	要注意
56	朝日上流左岸	200.40~200.70	左岸	0.32	旧川跡	要注意
57	朝日上流左岸	200.85~200.90	左岸	0.05	旧川跡	要注意
58	朝日上流左岸	201.00~201.05	左岸	0.05	旧川跡	要注意
59	朝日上流左岸	201.25~201.40	左岸	0.15	旧川跡	要注意
60	朝日上流左岸	201.70~201.75	左岸	0.05	旧川跡	要注意
61	日向右岸	165.10~165.20	右岸	0.11	旧川跡	要注意
62	日向右岸	165.25~165.35	右岸	0.10	旧川跡	要注意
63	日向右岸	166.60~166.70	右岸	0.07	旧川跡	要注意
64	日向右岸	167.70~167.75	右岸	0.06	旧川跡	要注意
65	士別右岸	173.10~173.15	右岸	0.04	旧川跡	要注意
66	士別右岸	173.20~173.25	右岸	0.05	旧川跡	要注意
67	士別右岸	173.40~173.80	右岸	0.40	旧川跡	要注意
68	士別右岸	174.15~174.40	右岸	0.23	旧川跡	要注意
69	士別右岸	174.55~174.60	右岸	0.04	旧川跡	要注意
70	士別右岸	176.25~176.30	右岸	0.02	旧川跡	要注意
71	士別右岸	178.55~178.60	右岸	0.06	旧川跡	要注意
72	士別右岸	179.10~179.15	右岸	0.05	旧川跡	要注意
73	士別右岸	180.10~180.20	右岸	0.08	旧川跡	要注意
74	中士別右岸	180.40~180.45	右岸	0.03	旧川跡	要注意
75	中士別右岸	180.60~180.70	右岸	0.09	旧川跡	要注意
76	中士別右岸	180.85~180.90	右岸	0.05	旧川跡	要注意
77	中士別右岸	180.95~181.05	右岸	0.12	旧川跡	要注意
78	中士別右岸	181.30~181.35	右岸	0.02	旧川跡	要注意
79	中士別右岸	181.75~181.80	右岸	0.05	旧川跡	要注意
80	中士別右岸	182.70~182.75	右岸	0.02	旧川跡	要注意
81	中士別右岸	183.00~183.10	右岸	0.10	旧川跡	要注意
82	中士別右岸	185.15~185.20	右岸	0.03	旧川跡	要注意
83	中士別右岸	185.30~185.35	右岸	0.04	旧川跡	要注意
84	中士別右岸	185.40~185.45	右岸	0.02	旧川跡	要注意
85	中士別右岸	186.10~186.20	右岸	0.12	旧川跡	要注意
86	上士別	186.30~186.45	右岸	0.15	旧川跡	要注意
87	上士別	186.55~186.65	右岸	0.08	旧川跡	要注意
88	上士別	186.90~186.95	右岸	0.04	旧川跡	要注意
89	上士別	187.10~187.25	右岸	0.15	旧川跡	要注意
90	上士別	187.30~187.50	右岸	0.18	旧川跡	要注意
91	上士別	187.55~187.60	右岸	0.03	旧川跡	要注意
92	上士別	187.85~187.90	右岸	0.04	旧川跡	要注意
93	上士別	188.30~188.45	右岸	0.14	旧川跡	要注意
94	上士別	190.60~190.90	右岸	0.34	旧川跡	要注意

番号	築堤名	距離標 (kp)	延長 (km)		種別	重要度
95	上士別	193.35~193.90	右岸	0.55	旧川跡	要注意
96	朝日右岸	196.50~196.70	右岸	0.22	旧川跡	要注意
97	朝日右岸	196.90~197.35	右岸	0.45	旧川跡	要注意
98	朝日右岸	198.00~198.10	右岸	0.09	旧川跡	要注意
99	朝日右岸	198.50~198.80	右岸	0.28	旧川跡	要注意
100	朝日左岸	197.4~197.8	左岸	0.37	重点区間	—
101	朝日左岸	198.0~198.4	左岸	0.40	重点区間	—
102	朝日上流左岸	200.6~200.8	左岸	0.33	重点区間	—
103	朝日上流左岸	202.2~202.4	左岸	0.27	重点区間	—
104	日向右岸	169.2~169.6	右岸	0.42	重点区間	—
105	士別右岸	170.2~170.4	右岸	0.19	重点区間	—
106	士別右岸	170.6~170.8	右岸	0.17	重点区間	—
107	士別右岸	171.0~171.8	右岸	0.81	重点区間	—
108	中士別右岸	184.0~184.4	右岸	0.35	重点区間	—
109	朝日右岸	198.0~198.2	右岸	0.20	重点区間	—
110	朝日右岸	198.4~198.6	右岸	0.21	重点区間	—
111	朝日上流右岸	201.6~201.8	右岸	0.20	重点区間	—
112	朝日上流右岸	202.2~202.4	右岸	0.26	重点区間	—
113	日向右岸	169.40	右岸	—	重点箇所	—
114	士別右岸	171.60	右岸	—	重点箇所	—
115	中士別右岸	184.20	右岸	—	重点箇所	—
116	朝日左岸	197.60	左岸	—	重点箇所	—

2 剣淵川

(1) 国直轄区間

番号	築堤名	距離標 (kp)	延長 (km)		種別	重要度
1	(士別左岸)	1.2~1.6	右岸	0.40	堤防高	B
2	(士別左岸)	171.50~171.55	右岸	0.03	旧川跡	—
3	(士別左岸)	1.2~1.6	右岸	0.40	重点区間	—
4	(士別左岸)	1.4	右岸	—	重点箇所	—

(2) 知事管理区間

番号	起点位置 (km)			終点位置 (km)			延長 (km)		重要度
	地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
1	学田	チューブス川との合流点から1.10km下流	2.05	学田	チューブス川との合流点	3.14	左岸	1.09	B
2	南士別	(JR)橋第二剣淵川橋梁	6.33	南士別	犬牛別川との合流点	7.70	左岸	1.37	B
3	南町	(国)観月橋	3.84	南町	(道)不動大橋	5.39	右岸	1.55	B
4	南町	(道)不動大橋	5.39	南町	(JR)橋第二剣淵川橋梁	6.33	右岸	0.94	B
5	南町	(JR)橋第二剣淵川橋梁	6.33	南町	犬牛別川との合流点	7.70	右岸	1.37	A

3 犬牛別川（知事管理区間）

番号	起点位置 (km)			終点位置 (km)			延長 (km)		重要度
	地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
1	南士別町	(道)難波田橋	3.05	南士別町	イパノマップ川との合流点	3.92	左岸	0.87	B
2	温根別町	ニセイパロマナイ川との合流点	10.66	温根別町	温根別川との合流点	12.50	左岸	1.84	A
3	温根別町	温根別川との合流点	12.50	温根別町	(国)南大橋	13.12	左岸	0.62	B
4	南線	(市)小屯橋	16.92	白山	南九線川との合流点	18.07	左岸	1.15	B
5	九区	ニセイパロマナイ川との合流点から1.10km下流	9.55	温根別町	ニセイパロマナイ川との合流点	10.66	右岸	1.11	B
6	温根別町	ニセイパロマナイ川との合流点	10.66	温根別町	温根別川との合流点	12.50	右岸	1.84	B
7	温根別町	(国)南大橋	12.68	温根別町	シュルクタウシベツ川との合流点	13.20	左岸	0.52	B
8	温根別町	(国)南大橋	12.68	温根別町	シュルクタウシベツ川との合流点	13.20	右岸	0.52	B
9	温根別町	シュルクタウシベツ川との合流点	13.20	温根別町	中線橋	13.37	左岸	0.17	B
10	温根別町	シュルクタウシベツ川との合流点	13.20	温根別町	中線橋	13.37	右岸	0.17	B
11	温根別町	仲線橋	13.37	温根別町	昭南橋	15.10	左岸	1.73	C
12	温根別町	仲線橋	13.37	温根別町	昭南橋	15.10	右岸	1.73	C

4 温根別川（知事管理区間）

番号	起点位置 (km)			終点位置 (km)			延長 (km)		重要度
	地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
1	温根別町	犬牛別川との合流点	0.00	温根別町	(町)北一線橋	1.78	左岸	1.78	B
2	温根別町	犬牛別川との合流点	0.00	温根別町	(町)北一線橋	1.78	右岸	1.78	B
3	温根別町	(道)北一線橋	1.78	温根別町	(道)北二線橋	2.45	左岸	0.67	C
4	温根別町	(道)北一線橋	1.78	温根別町	(道)北二線橋	2.45	右岸	0.67	C
5	温根別町	(道)北二線橋	2.45	温根別町	(市)北6線橋	5.23	左岸	2.78	C
6	温根別町	(道)北二線橋	2.45	温根別町	(市)北6線橋	5.23	右岸	2.78	C
7	温根別町	(市)北6線橋	5.23	温根別町	(市)北7線橋	5.86	左岸	0.63	D
8	温根別町	(市)北6線橋	5.23	温根別町	(市)北7線橋	5.86	右岸	0.63	D
9	温根別町	(市)北7線橋	5.86	温根別町	(市)北島橋	6.74	左岸	0.88	C
10	温根別町	(市)北7線橋	5.86	温根別町	(市)北島橋	6.74	右岸	0.88	C
11	温根別町	(市)北島橋	6.74	温根別町	(市)北栄橋	7.60	左岸	0.86	C
12	温根別町	(市)北島橋	6.74	温根別町	(市)北栄橋	7.60	右岸	0.86	C
13	温根別町	(市)北栄橋	7.60	温根別町	(市)北十二橋	9.29	左岸	1.69	C
14	温根別町	(市)北栄橋	7.60	温根別町	(市)北十二橋	9.29	右岸	1.69	C

5 シュルクタウシベツ川 (知事管理区間)

番号	起点位置 (km)			終点位置 (km)			延長 (km)		重要度
	地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
1	温根別町	犬牛別川との合流点	0.00	温根別町	小沢川との合流点	0.36	左岸	0.36	B
2	温根別町	犬牛別川との合流点	0.00	温根別町	小沢川との合流点	0.36	右岸	0.36	B
3	温根別町	小沢川との合流点	0.36	温根別町	(市)朝日橋	0.93	左岸	0.57	C
4	温根別町	小沢川との合流点	0.36	温根別町	(市)朝日橋	0.93	右岸	0.57	B
5	温根別町	(市)朝日橋	0.93	温根別町	(市)旭日橋	1.56	左岸	0.63	C
6	温根別町	(市)朝日橋	0.93	温根別町	(市)旭日橋	1.56	右岸	0.63	D

6 タヨロマ川 (知事管理区間)

番号	起点位置 (km)			終点位置 (km)			延長 (km)		重要度
	地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
1	多寄町	(市)親和橋	6.70	多寄町	(市)西2号橋	7.33	左岸	0.63	D
2	多寄町	(市)親和橋	6.70	多寄町	(市)西2号橋	7.33	右岸	0.63	D
3	多寄町	(市)西2号橋	7.33	多寄町	(市)22号橋	7.45	左岸	0.12	D
4	多寄町	(市)西2号橋	7.33	多寄町	(市)22号橋	7.45	右岸	0.12	D
5	多寄町	(市)22号橋	7.45	多寄町	(市)熊の沢橋	8.12	左岸	0.67	C
6	多寄町	(市)22号橋	7.45	多寄町	(市)熊の沢橋	8.12	右岸	0.67	D
7	多寄町	(市)熊の沢橋	8.12	多寄町	38線道路	8.32	左岸	0.20	B
8	多寄町	(市)熊の沢橋	8.12	多寄町	38線道路	—	右岸	—	C

7 川西五線川 (知事管理区間)

番号	起点位置 (km)			終点位置 (km)			延長 (km)		重要度
	地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
1	川西町	天塩川との合流点	0.00	川西町	(市)出雲橋	0.71	左岸	0.71	B
2	川西町	天塩川との合流点	0.00	川西町	(市)出雲橋	0.71	右岸	0.71	B
3	川西町	(市)出雲橋	0.71	川西町	(市)左岸橋	1.33	左岸	0.62	D
4	川西町	(市)出雲橋	0.71	川西町	(市)左岸橋	1.33	右岸	0.62	C
5	川西町	(市)左岸橋	1.33	川西町	(市)西雲橋	2.24	左岸	0.91	D
6	川西町	(市)左岸橋	1.33	川西町	(市)西雲橋	2.24	右岸	0.91	D
7	川西町	(市)西雲橋	2.24	川西町	(市)川西8線橋	3.32	左岸	1.08	C
8	川西町	(市)西雲橋	2.24	川西町	(市)川西8線橋	3.32	右岸	1.08	C
9	川西町	(市)川西8線橋	3.32	川西町	河川改修上流端	3.70	左岸	0.38	C
10	川西町	(市)川西8線橋	3.32	川西町	河川改修上流端	3.70	右岸	0.38	C

(箇所図は、資料P61)

土砂災害危険箇所一覧

(計画第3章第14節 (P48) 関係)

1 土砂災害警戒区域

(1) 土石流

区域	番号	溪流番号	溪流名	特別警戒区域
上士別町	土001	Ⅱ 42-0280	平尾裏の沢川	○
上士別町	土002	Ⅱ 42-0290	大英一の沢川	
上士別町	土003	Ⅱ 42-0300	大和牧場地先の沢川	○
温根別町	土004	I 42-0450	集会所裏の沢川	○
温根別町	土005	I 42-0460	無名の沢川	
温根別町	土006	Ⅱ 42-0470	碎石場裏の沢川	
温根別町	土007	Ⅱ 42-0480	白山の沢川	○
温根別町	土008	I 42-0490	温根別小学校裏の沢川	
南士別	土009	Ⅱ 42-0500	清水牧場裏の沢川	○
西士別	土010	Ⅱ 42-0510	学田二の沢川	
多寄町	土011	Ⅱ 42-0520	日向スキー場沢川	○
西士別	土012	Ⅲ 42-001	学田三の沢川	
朝日町	土013	Ⅱ 42-0150	北一線の沢川	
朝日町	土014	Ⅱ 42-0160	奥士別一の沢川	
朝日町	土015	Ⅱ 42-0170	奥士別二の沢川	
朝日町	土016	I 42-0180	朝日小学校裏の沢川	
朝日町	土017	Ⅱ 42-0190	登和里の沢川	
朝日町	土018	Ⅱ 42-0200	登沢橋の沢川	○
朝日町	土019	Ⅱ 42-0210	岩尾内の沢川	○
朝日町	土022	Ⅱ 42-0240	森田裏の沢川	
朝日町	土023	Ⅱ 42-0250	阿部裏の沢川	
朝日町	土024	Ⅱ 42-0260	田村裏の沢川	○
朝日町	土025	Ⅱ 42-0270	壬子橋沢川	

(箇所図は、資料P68)

(2) 急傾斜地の崩壊

区域	番号	溪流番号	溪流名	特別警戒区域
士別市街	急001	I -2212	士別東山 2	○
西士別	急002	I -2211	士別西士別	○
南士別	急003	I -3109	士別南士別 1	○
多寄町	急004	I -3110	士別34線西 6	○
士別市街	急005	Ⅱ -1578	士別東山 1	○
南士別	急006	Ⅲ -573	士別南士別 2	○
士別市街	急007	Ⅲ -574	士別東山 3	○
朝日町	急008	I -2213	朝日 2 区	○

(箇所図は、資料P68)

2 土石流危険溪流

区域	番号	溪流番号	溪流名
朝日町	土020	Ⅱ 42-0220	四線川
朝日町	土021	Ⅱ 42-0230	二の沢川

(箇所図は、資料P68)

3 急傾斜地崩壊危険箇所

区域	番号	箇所番号	箇所名
該当なし			

(箇所図は、資料P68)

4 地すべり危険箇所

区域	番号	箇所番号	箇所名
士別市	地001	228	温根別

(箇所図は、資料P68)

5 山地災害危険箇所

資料 P76 箇所図のとおり

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

(計画第3章第6節 (P41) 関係)

(計画第5章第3節 (P68) 関係)

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定避難所	洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫
1	士別小学校	東3条北3丁目	士別小学校長	1,000	○	※ ○	○	○	○	○
2	士別南小学校	東4条14丁目	士別南小学校長	1,400	○		○	○	○	○
3	士別中学校	東6条北9丁目	士別中学校長	2,100	○		○	○	○	○
4	士別南中学校	東4条17丁目	士別南中学校長	1,300	○	※ ○	○	○	○	○
5	士別翔雲高等学校	東6条北6丁目	士別翔雲高等学校長	1,400	○	○	○	○	○	○
6	総合体育館	東4条4丁目	士別市教育長	750	○	※ ○	○		○	○
7	勤労者センター	東5条9丁目1607番地の14	士別市長	150	○		○	○		○
8	サイクリングターミナル	東7条北9丁目7番地	士別市長	250	○	○	○		○	○
9	士別市スポーツ交流館	西2条北9丁目80番地9	社会福祉協議会	400	○		○	○	○	○
10	南士別自治会館	南士別町	自治会長	20		○	○		○	○
11	学田自治会館	西士別町学田	自治会長	20			○		○	○
12	川西農業活性化施設	川西町	自治会長	100		○	○	○	○	○
13	中士別自治会館	中士別町7線東	自治会長	50		○	○	○	○	○
14	下士別自治会館	下士別町42線東	自治会長	30		○	○	○	○	○
15	武徳自治会館	武徳町44線東	自治会長	100		○	○	○	○	○
16	上士別小学校	上士別町16線南	上士別小学校長	600	○	※ ○	○	○	○	○
17	上士別中学校	上士別町16線南	上士別中学校長	600	○	※ ○	○	○	○	○
18	士別東高等学校	上士別町2263番地	士別東高等学校長	300	○		○		○	○
19	上士別構造改善センター	上士別町1655番地2	士別市長	200	○		○	○	○	○
20	公民館兼内分館	上士別町25線北2	上士別出張所長	350		○	○	○	○	○
21	成美自治会館	上士別町20線南	自治会長	60			○		○	○

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定避難所	洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫
22	大和自治会館	上士別町22線南	自治会長	50			○	○	○	○
23	多寄小学校	多寄町37線西2	多寄小学校長	500	○	○	○	○	○	○
24	多寄中学校	多寄町37線西2	多寄中学校長	500	○	○	○	○	○	○
25	多寄研修センター	多寄町36線西4番地	士別市長	150	○	○	○		○	○
26	温根別小学校	温根別町南2線通	温根別小学校長	350	○			○	○	○
27	旧温根別中学校体育館	温根別町南線通	士別市長	200			○	○	○	○
28	北ひびき農協温根別支所	温根別町市街	北ひびき農協組合長	100			○			○
29	温根別出張所	温根別町南1線	士別市長	80			○		○	○
30	トヨタ自動車(株)シラカバハウス士別	温根別町仲線	トヨタ自動車	1,100	○	○	○	○	○	○
31	公民館北温分館	温根別町北14線	士別市教育長	150		○	○	○	○	○
32	糸魚小学校	朝日町中央4050番地	糸魚小学校長	270	○	○	○	○	○	○
33	朝日中学校	朝日町中央4050番地	朝日中学校長	450	○	○	○		○	○
34	あさひサンライズホール	朝日町中央4038番地	士別市教育長	350	○	○	○	○		○
35	朝日地域交流施設	朝日町中央4039番地	士別市教育長	150	○		○			○
36	朝日町農業者トレーニングセンター	朝日町中央4039番地	士別市教育長	450	○		○	○		○
37	あさひスキー場ロッジ	朝日町中央6656番地	士別市教育長	50		○	○	○	○	○
38	朝日町活性化施設(まなべる)	朝日町中央4038番地	士別市長	50		○		○	○	○
39	朝日多目的交流施設	朝日町中央4015番地	士別市長	50			○	○	○	○
40	朝日町郷土文化保存伝習施設	朝日町中央4071番地	士別市長	40			○	○	○	○
41	朝日町壬子生活改善センター	朝日町南朝日4477番地	士別市教育長	45		○	○		○	○
42	公民館三栄分館	朝日町三栄7053番地	士別市教育長	70			○		○	○
43	朝日町登和里コミュニティセンター	朝日町登和里3891番地	士別市教育長	90			○	○	○	○
44	茂志利地区農業活性化センター	朝日町茂志利4715番地	士別市長	50		○	○	○	○	○

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定避難所	洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫
45	保健福祉センター	東11条5丁目3029番地	士別市長	380	○	○	○	○	○	○
46	ほくと子どもセンター	士別市東4条北5丁目	士別市長	240	○	○	○	○	○	○
47	士別市いきいき健康センター	士別市西2条3丁目1924番地3	士別市長	350	○	※ ○	○	○	○	○
48	士別市民文化センター	士別市東6条4丁目1番地	士別市長	900	○	※ ○	○	○	○	○
49	士別市環境センター	士別市西士別町2549番地4	士別市長	120	○	○	○	○	○	○
50	教信寺	士別市温根別町2676	教信寺総代	120	○	○	○	○	○	○
51	士別神社社務所	士別市東8条北1丁目	士別神社宮司	150		○	○	○	○	○
52	士別同友会カントリークラブ	士別市東8条15丁目	士別カントリー倶楽部	200		○	○	○	○	○
53	北星保育園	士別市東5条北5丁目	士別市長	250		○	○	○	○	○

(箇所図は、資料P98)

※1000年に1度の大雨の場合、2階以上への避難が必要な避難所（2階以上がない場所は、他の避難所へ移動）

広域避難場所一覧

(計画第3章第6節 (P41) 関係)

番号	名称	住所	管理者	面積	ハレ候補地
1	士別小学校グラウンド	東3条北2丁目	士別小学校長	16,761	○
2	士別南小学校グラウンド	東4条14丁目	士別南小学校長	13,368	○
3	旧士別西小学校グラウンド	西4条9丁目	士別市長	18,894	○
4	士別中学校グラウンド	東6条北8丁目	士別中学校長	22,159	○
5	士別南中学校グラウンド	東4条17丁目	士別南中学校長	21,115	○
6	あけぼの公園	東2条10丁目	士別市長	3,293	
7	中央公園	東2条4丁目	士別市長	5,322	○
8	ことぶき公園	東3条7丁目	士別市長	2,090	
9	ほくと公園	東3条1丁目	士別市長	1,764	
10	開拓記念公園	東2条北1丁目	士別市長	3,904	
11	ほくせい公園	東4条北5丁目	士別市長	4,876	
12	しらかば公園	東7条3丁目	士別市長	4,783	
13	桜丘公園	東9条3丁目	士別市長	2,363	
14	宮下公園	東6条北2丁目	士別市長	2,211	
15	あすなる公園	西1条4丁目	士別市長	3,305	
16	東丘児童公園	東丘1丁目	士別市長	2,243	
17	西香園	大通東10丁目	士別市長	2,479	
18	若草児童公園	西3条2丁目	士別市長	3,625	
19	観月児童公園	西3条5丁目	士別市長	3,716	○
20	東山児童公園	東9条10丁目	士別市長	1,842	
21	さつき公園	東1条北9丁目	士別市長	2,901	
22	南郷児童公園	西1条17丁目	士別市長	2,763	
23	西町児童公園	西3条8丁目	士別市長	1,431	
24	ひばり児童公園	東2条北8丁目	士別市長	1,599	
25	あおば児童公園	東1条14丁目	士別市長	3,133	
26	丸武児童公園	西1条8丁目	士別市長	1,280	
27	駅南児童公園	西4条8丁目	士別市長	1,501	
28	つくも水郷公園	九十九町	士別市長	206,000	
29	旧西士別小学校グラウンド	西士別町	西士別自治会長	5,988	○
30	旧中士別小学校グラウンド	中士別町7線東	士別市長	12,972	○
31	旧下士別小学校グラウンド	下士別町42線西	士別市長	9,708	○
32	旧武徳小学校グラウンド	武徳町44線東	士別市長	10,638	○
33	上士別小学校グラウンド	上士別町16線南	上士別小学校長	12,012	○
34	上士別中学校グラウンド	上士別町16線南	上士別中学校長	25,575	○
35	士別東高校グラウンド	上士別町15線南	士別東高等学校長	11,433	○
36	公民館兼内分館グラウンド	上士別町25線北	上士別出張所長	5,923	○
37	旧川南小学校跡地	上士別町16線南	士別市長	11,130	
38	多寄中学校グラウンド	多寄町36線西	多寄中学校長	13,018	○
39	旧多寄小学校グラウンド	多寄町37線西	士別市長	6,993	○
40	旧中多寄小学校グラウンド	多寄町32線西	士別市長	10,832	○
41	温根別小学校グラウンド	温根別町南1線	温根別小学校長	7,650	○
42	温根別中学校グラウンド	温根別町南1線	温根別中学校長	10,080	○
43	公民館白山分館グラウンド	温根別町南9線	温根別出張所長	10,738	○
44	公民館北温分館グラウンド	温根別町北14線	温根別出張所長	8,446	○
45	朝日中学校グラウンド	朝日町中央4050番地	朝日中学校長	10,428	○
46	青少年広場	朝日町中央4041番地	士別市長	3,710	○

番号	名称	住所	管理者	面積	へり候補地
47	朝日農村公園（わんぱーく）	朝日町中央4038番地	士別市長	12,836	○
48	旧糸魚小学校グラウンド	朝日町中央6654番地	士別市教育長	16,512	○
49	旧壬子小学校グラウンド	朝日町南朝日4477番地	士別市教育長	4,235	○
50	旧三栄小学校グラウンド	朝日町三栄7053番地	士別市教育長	3,255	○
51	旧登和里小学校グラウンド	朝日町登和里3890番地	士別市教育長	4,365	○
52	旧茂志利小学校グラウンド	朝日町茂志利4715番地	士別市教育長	1,150	
53	士別神社 境内	士別市東8条北1丁目	士別神社	1,450	
54	士別同友会CC駐車場	士別市東8条15丁目	士別カントリー倶楽部	4,400	

（箇所図はP105）

防災関係機関連絡先一覧

(計画第6章第1節 (P71) 関係)

区分	機関	電話番号
消防・警察	士別消防署	23-2619
	旭川方面士別警察署	23-0110
北海道防災	上川総合振興局地域政策課	0166-46-5918
協定市	旭川市 (消防本部防災課)	0166-33-9969
	留萌市 (総務課)	0164-56-5005
	稚内市 (防災安全課)	0162-23-6380
	芦別市 (総務課)	0124-22-2111
	紋別市 (庶務課)	0158-24-2111
	名寄市 (総務部)	01654-3-2111
	深川市 (総務課)	0164-26-2228
	富良野市 (総務課)	0167-39-2300
	愛知県みよし市 (総務課)	0561-32-8000
気象	旭川地方気象台	0166-32-7102 (代表) ※ 0166-32-6368 (観測予報現業) ※夜間・土・日・祝日は 観測予報現業へ
道路・河川等	旭川開発建設部名寄河川事務所	01654-3-3177
	旭川開発建設部岩尾内ダム管理署	28-2301
	旭川開発建設部士別道路事務所	23-3146
	旭川建設管理部士別出張所	23-2191
	NEXCO東日本北海道支社	011-896-5211
建設	士別建設業協会	23-4816
	朝日町建設協会 (長谷川電機)	28-2058
	士別市管工事業協同組合	22-3870
	旭川建設業協会	0166-22-5144
	株式会社NIPPO道北統括事業所	0166-22-5101
福祉	士別市社会福祉協議会	22-3012
	日本赤十字社士別地区	22-3012
	北海道社会福祉協議会	011-241-3976
福祉避難所	ボヌール士別	23-3911
	朝日美土里ハイツ	28-2201
	士別inn翠月	29-2233
	士別グランドホテル	23-1234
	士別美し乃湯温泉	29-2611
	つくも園	22-3727
保健・医療	名寄保健所	01654-3-3121
	上川北部医師会	01654-2-5311
	旭川歯科医師会	0166-22-2361
	北海道薬剤師会	011-811-0184
	北海道看護協会	011-863-6731
農業	上川農業改良普及センター士別支所	23-1181
	てしおがわ土地改良区	29-7177
	JA北ひびき	23-2115
	上川北農業共済組合	23-4161
	北海道獣医師会	011-642-4826

区分	機関	電話番号
森林	上川北部森林管理署	01655-4-2551
	上川総合振興局北部森林室	01656-2-1726
	士別地区森林組合	23-5128
	朝日地区林産協同組合	28-2424
	士別市森林愛護組合連合会	23-3121（畜産林務課）
教育	上川教育局	0166-46-4942
電気	北海道電力名寄ネットワークセンター	01654-3-2131
	北海道電気保安協会名寄事業所	01654-3-4302
	士別電設業協会（宮武電機）	23-1155
通信	NTT東日本北海道事業部 北海道北支店	0166-20-5410
	士別郵便局	23-2712
	NTTドコモ北海道支社	011-242-6830
ガス	北海道LPガス協会	011-812-6411
輸送	JR士別駅	23-2736
	日本通運旭川支店	0166-23-5115
	北海道バス協会	011-621-4161
	旭川地区トラック協会	0166-48-7244
商工	士別商工会議所	23-2144
	朝日商工会	28-2617
自衛隊	陸上自衛隊旭川駐屯地	0166-51-6111
	陸上自衛隊名寄駐屯地	01654-3-2137
報道	NHK旭川放送局	0166-24-7000
	HBC旭川放送局	0166-23-6610
	STV旭川放送局	0166-36-1010
	HTB旭川支社	0166-25-4151
	UHB旭川支社	0166-26-2010
	TVH	011-232-1117
	FM北海道（AIR-G'）	011-241-0804
	FMノースウェーブ	011-707-8250
その他	旭川開発建設部名寄農業開発事務所	01654-3-4637
	北海道財務局旭川財務事務所	0166-31-4151
	日本銀行札幌支店	011-241-5231
	北海道警備業協会	011-242-8800
	ハローワーク士別	23-3138
	北海道コカコーラボトリング(株)旭川支社	0166-57-3121

災害情報等報告取扱要領

(計画第6章第1節 (P71) 関係)

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のも。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在		発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1)災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2)災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時
		避難勧告				
		避難指示				
		(4) 自衛隊派遣要請の状況				
(5) その他措置の状況						
(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他（住民等）	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別様に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在								
災害発生場所														
発信	機関(市町村)名		受信	機関(市町村)名										
	職・氏名			職・氏名										
	発信日時			受信日時		月 日 時 分								
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)							
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	河川	箇所								
	行方不明	人			海岸	箇所								
	重傷	人			砂防設備	箇所								
	軽傷	人			地すべり	箇所								
計	人		急傾斜地		箇所									
②住家被害	全壊	棟			道 工事	道路	箇所							
		世帯				橋梁	箇所							
		人				小計	箇所							
	半壊	棟					市町村 工事	河川	箇所					
		世帯						道路	箇所					
		人						橋梁	箇所					
	一部破損	棟							計	小計	箇所			
		世帯								港湾	箇所			
		人								漁港	箇所			
	床上浸水	棟								⑥水産被害	下水道	箇所		
		世帯									公園	箇所		
		人									崖くずれ	箇所		
床下浸水	棟		漁船		沈没流出						隻			
	世帯				破損						隻			
	人				計						隻			
計	棟					⑦林業被害	漁港施設				箇所			
	世帯						共同利用施設				箇所			
	人						その他施設				箇所			
	計						漁具(網)	件						
	棟						水産製品	件						
③非住家被害	全壊						公共建物		道有林		水産製品	件		
				その他			その他			件				
	半壊			公共建物						一般民有林	林地	箇所		
				その他							治山施設	箇所		
	計	公共建物		計							林道	箇所		
		その他									林産物	箇所		
	④農業被害	農地									田		計	その他
					流失・埋没等	ha								
					畑	流失・埋没等					ha			
						浸冠水					ha			
農作物		田			ha									
		畑			ha									
農業用施設		箇所												
共同利用施設		箇所												
営農施設		箇所												
畜産被害		箇所												
その他	箇所													
計														

項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所		法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物	箇所	⑬その他	計	箇所		
		し尿処理	箇所		鉄道不通	箇所		—
	火葬場	箇所	鉄道施設		箇所			
計	箇所	被害船舶(漁船除く)	隻					
⑨ 商工被害	商業	件	空港		箇所			
	工業	件	水道		戸		—	
	その他	件	電話		回線		—	
	計	件	電気		戸		—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小学校	箇所	ガス		戸		—	
	中学校	箇所	ブロック塀等		箇所		—	
	高校	箇所	都市施設	箇所				
	其他文教施設	箇所	被害総額					
	計	箇所	建物	件				
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	危険物	件			
り災世帯数	世帯			その他	件			
り災者数	人			消防団員出動延人数	人			
消防職員出動延人数	人							
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料（※別様で報告）	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表 3

被害状況報告（中間・最終）報告集計表

災害・事故名									
総合振興局又は振興局		平成 年 月 日 時現在							
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道 工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
②住家被害	全壊	棟				市 町村 工事	道路	箇所	
		世帯					橋梁	箇所	
	人	小計			箇所				
	半壊	棟			河川		箇所		
		世帯			道路		箇所		
	人	橋梁		箇所					
	一部破損	棟		小計	箇所				
		世帯		港湾	箇所				
	人	漁港		箇所					
	床上浸水	棟		下水道	箇所				
世帯		公園	箇所						
人	崖くずれ	箇所							
床下浸水	棟	計	箇所						
	世帯	⑥水産被害	漁 船	沈没流出	隻				
人	破損			隻					
計	隻								
③非住家被害	全壊		公共建物	棟	漁港施設	箇所			
			その他	棟	共同利用施設	箇所			
	半壊		公共建物	棟	その他施設	箇所			
			その他	棟	漁具（網）	件			
	計		公共建物	棟	水産製品	件			
その他	棟		その他	件					
④農業被害	農地		田	流失・埋没等	ha	⑦林業被害	道 有 林	林地	箇所
		浸冠水		ha	治山施設			箇所	
		畑	流失・埋没等	ha	林道			箇所	
			浸冠水	ha	林産物			箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所				
		畑	ha	小計	箇所				
	農業用施設	箇所	一 般 民 有 林	林地	箇所				
	共同利用施設	箇所		治山施設	箇所				
	営農施設	箇所		林道	箇所				
	畜産被害	箇所		水産物	箇所				
	その他	箇所		その他	箇所				
	計			小計	箇所				
				計	箇所				

項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所		法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物	箇所	⑬その他	計	箇所		
		し尿処理	箇所		鉄道不通	箇所		—
	火葬場	箇所	鉄道施設		箇所			
計	箇所	被害船舶(漁船除く)	隻					
⑨ 商工被害	商業	件	空港		箇所			
	工業	件	水道		戸		—	
	その他	件	電話		回線		—	
	計	件	電気		戸		—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小学校	箇所	ガス		戸		—	
	中学校	箇所	ブロック塀等		箇所		—	
	高校	箇所	都市施設		箇所			
	其他文教施設	箇所	被害総額					
	計	箇所	建物		件			
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	危険物	件			
り災世帯数	世帯			その他	件			
り災者数	人			消防団員出動延人数	人			
消防職員出動延人数	人							
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料（※別様で報告）	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表4

被害区分		判断基準
①人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
②住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊がはなはだしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する費用を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林産経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

直接即報基準

(計画第6章第1節 (P71) 関係)

直接即報の種別	直接即報の該当基準
1 火災等即報	<p>(1) 交通機関の火災 航空機火災、トンネル内車両火災、列車火災</p> <p>(2) 危険物等に係る事故</p> <p>① 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの</p> <p>ア 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの</p> <p>イ 負傷者が5名以上発生したもの</p> <p>② 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの</p> <p>ア 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの</p> <p>イ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等</p> <p>④ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</p> <p>⑤ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p> <p>(3) 原子力災害等</p> <p>① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>② 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>(4) ホテル、病院、百貨店において発生した火災</p> <p>(5) 爆発、異臭等事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性のあるものを含む。）</p>
2 救急・救助事故即報	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故</p> <p>イ バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>エ 百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
3 武力攻撃災害等即報	<p>(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>(2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p>
4 災害即報	<p>(1) 地震が発生し、市区域内で震度5強以上を記録したもの (被害の有無を問わない)</p> <p>(2) 風水害により死亡又は行方不明者が生じたもの</p>

市内医療機関一覧

(計画第6章第16節 (P90) 関係)

1 病院、診療所

名称	診療科目	住所	電話番号
松塚医院	内科、小児科	東1条8丁目	23-1212
船津医院	内科、小児科、外科	東2条北4丁目	23-2674
しべつ内科クリニック	内科、呼吸器科、循環器科、アレルギー科	東1条9丁目	23-2525
道北クリニック	内科、小児科、皮膚科、外科、リハビリテーション科	東1条15丁目3144-166	23-1111
吉田耳鼻咽喉科分院	耳鼻咽喉科、気管食道科	大通西10丁目	22-0222
しべつ耳鼻咽喉科 あらかわクリニック	耳鼻咽喉科、アレルギー科	東11条6丁目	29-8733
あさひクリニック	内科、外科	朝日町中央4029番地	28-3333
士別市立病院	内科、循環器科内科、消化器科内科、外科、整形外科、小児科、婦人科、皮膚科、泌尿器科、精神神経科、眼科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科	東11条5丁目3029番地1	23-2166
市立上士別医院	内科、小児科、外科、皮膚科	上士別町16線南3	24-2250
市立多寄医院	内科、小児科、外科、皮膚科	多寄町37線西1	26-2106

2 歯科診療所

名称	住所	電話番号
間宮歯科医院	西2条7丁目	23-2226
浜本歯科医院	大通西7丁目	23-2624
大谷歯科医院	大通東9丁目	23-0701
山本歯科医院	東2条8丁目	23-1688
ももせ歯科医院	大通東1丁目	22-4567
たしろ歯科医院	東2条15丁目	22-2370
ノエル歯科医院	東2条6丁目	22-4618
つくも歯科医院	東5条北1丁目	29-2220
あずま歯科クリニック	東5条17丁目	29-7700
士別やまぎし歯科	大通東18丁目	22-0808
朝日歯科診療所	朝日町中央	28-2622

指定文化財一覧

(計画第6章第20節 (P95) 関係)

1 士別市指定

指定番号	名称	種別	所在地	指定年月日
1	屯田兵屋	有形文化財	西士別町ふどう公園	平成17年9月1日
2	上士別遺跡	史跡	上士別町13線南14番地	平成17年9月1日
3	祖神の松	天然記念物	西士別町学田道有林	平成17年9月1日
4	瑞穂獅子舞	無形文化財	朝日町4071番地瑞穂獅子舞伝習館	平成17年9月1日

災害救助法による救助の概要

(計画第6章第21節 (P98) 関係)

(計画第6章第23節 (P101) 関係)

(計画第6章第35節 (P113) 関係)

(計画第7章第39節 (P134) 関係)

種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	〔基本額〕 避難所設置費 100人 1日当たり32,000円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建築型仮設住宅に準ずる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊出しその他による食品の給与	1 避難所避難している者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で住家に炊事できない者	1人1日当たり1,140円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は若しくは毀損等により直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4～9月）、冬季（10～3月）の季別は、災害発生日をもって決定する。 2 別表金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険資料報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上

種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり584,000円以内	災害発生日から1月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学生生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,400円 中学校生徒 1人当たり4,700円 高等学校等生徒 1人当たり5,100円	災害発生日から（教科書）1月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の災死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）211,300円以内 小人（12歳未満）168,900円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる

種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の災死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,400円以内 ・一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,300円以内 ・検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり135,800円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、21,200円以内 歯科医師 20,400円以内 薬剤師 17,600円以内 保健師、助産師、看護師 16,500円以内 准看護師 13,100円以内 診療放射線技師、臨床検査技師 及び臨床工学技士14,400円以内 歯科衛生士 14,000円以内 救急救命士 16,800円以内 土木技術者、建築技術者 15,900円以内 大工 24,300円以内 左官 26,200円以内 とび職 25,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料および賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対照年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が国庫負担対照年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を越え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を越え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を越え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を越え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を越え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を越える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の生産をする事務を行う期間以内	災害救助費の生産事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る費用の限度額表)

(単位：円)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増 すごとに加算
全壊、全焼、 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊、半焼、 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

ヘリコプター指定離着陸場候補地

(計画第6章第28節 (P106) 関係)

番号	名称	住所	位置	広さ	路面状況	冬季使用
KS31	JA北ひびきメカニックセンター	大通東20丁目	北緯44° 9' 37" 東経142° 23' 56"	96m× 70m	土	○
KS32	なかむら斎場さくらホール 駐車場	大通北7丁目 135-4	北緯44° 11' 10" 東経142° 23' 25"	72m× 35m	舗装	○
KS34	観月児童公園	西3条5丁目	北緯44° 10' 33" 東経142° 23' 9"	45m× 42m	土	×
KS36	しべつ旧競馬場	西5条6～8丁目	北緯44° 10' 23" 東経142° 22' 42"	85m× 25m	草地	×
KS37	士別小学校	東3条北3丁目	北緯44° 11' 0" 東経142° 23' 44"	131m× 67m	土	×
KS38	旧士別西小学校	西4条9丁目	北緯44° 10' 14" 東経142° 23' 8"	110m× 85m	土	×
KS39	士別中学校	東6条北9丁目	北緯44° 11' 20" 東経142° 23' 48"	100m× 152m	土	×
KS40	士別南小学校	東4条14丁目3130 番地	北緯44° 10' 5" 東経142° 24' 2"	105m× 79m	土	×
KS41	士別南中学校	東4条17丁目	北緯44° 9' 53" 東経142° 24' 1"	120m× 73m	土	×
KS42	士別中央公園	東2条4丁目	北緯44° 10' 40" 東経142° 23' 44"	56m× 49m	土	×
KS62	上川北農業共済組合士別本 所	東山町	北緯44° 11' 15" 東経142° 24' 31"	66m× 35m	舗装	○
KS63	士別河川防災ステーション	東山町3345番地	北緯44° 11' 16" 東経142° 24' 45"	20m× 23m	舗装	○
KS75	旭川開発建設部士別道路事 務所	大通西15丁目	北緯44° 10' 0" 東経142° 23' 40"	50m× 30m	舗装	○
KS76	旭川建設管理部士別出張所	西4条北1丁目	北緯44° 10' 47" 東経142° 22' 48"	50m× 24m	舗装	○
KS64	士別地方卸売市場	西4条12丁目	北緯44° 9' 51" 東経142° 22' 53"	76m× 31m	舗装	○
KS35	士別ベルコ会館駐車場	南町東4区472-35	北緯44° 9' 9" 東経142° 24' 0"	58m× 58m	舗装	○
KS60	士別市火葬場	南町東4区	北緯44° 8' 57" 東経142° 24' 21"	20m× 34m	舗装	○
KS33	ふどう野球場駐車場	南士別町	北緯44° 9' 45" 東経142° 22' 30"	78m× 54m	舗装	×
KS43	陸上競技場サブグラウンド	南士別町	北緯44° 9' 45" 東経142° 22' 20"	115m× 77m	草地	×
KS27	旧下士別小学校	下士別町42線西1 番地	北緯44° 12' 43" 東経142° 23' 39"	48m× 91m	土	×
KS49	旧武徳小学校	武徳町44線東7号	北緯44° 11' 58" 東経142° 26' 39"	42m× 92m	土	×
KS65	川西農業活性化施設	川西町10線	北緯44° 7' 58" 東経142° 25' 51"	64m× 33m	土	×
KS66	旧西士別小学校	西士別町3326番地 2	北緯44° 10' 48" 東経142° 19' 30"	47m× 50m	草地	×

番号	名称	住所	位置	広さ	路面状況	冬季使用
KS48	旧中士別小学校	中士別町7線東3番地	北緯44° 9' 47" 東経142° 26' 57"	78m× 79m	土	×
KS44	上士別公民館兼内分館	上士別町25線北2番地	北緯44° 7' 37" 東経142° 32' 52"	62m× 43m	土	×
KS45	旧上士別小学校	上士別町16線南6番地	北緯44° 7' 52" 東経142° 29' 12"	51m× 100m	土	×
KS46	上士別中学校	上士別町16線南2番地	北緯44° 8' 1" 東経142° 29' 2"	90m× 143m	土	×
KS47	士別東高校	上士別町15線南3番地	北緯44° 8' 7" 東経142° 28' 44"	78m× 79m	土	×
KS26	多寄農村広場	多寄町35線西	北緯44° 14' 44" 東経142° 23' 26"	93m× 93m	土	×
KS28	旧多寄小学校	多寄町37線西1番地	北緯44° 14' 15" 東経142° 23' 38"	68m× 42m	土	×
KS29	多寄中学校	多寄町37線西2番地	北緯44° 14' 11" 東経142° 23' 26"	98m× 118m	土	×
KS30	旧中多寄小学校	多寄町32線西19番地	北緯44° 15' 47" 東経142° 22' 18"	54m× 73m	土	×
KS22	温根別公民館白山分館	温根別町南9線	北緯44° 8' 10" 東経142° 15' 28"	60m× 100m	草地	×
KS23	温根別公民館北温分館	温根別町北14線	北緯44° 14' 52" 東経142° 14' 43"	60m× 55m	土	×
KS24	温根別小学校	温根別町南1線	北緯44° 10' 32" 東経142° 16' 24"	73m× 44m	土	×
KS25	旧温根別中学校	温根別町南1線	北緯44° 10' 30" 東経142° 16' 33"	54m× 100m	土	×
KS21 ほか	トヨタ自動車士別試験場	温根別町仲線9号				
KS50	わんパーク	朝日町中央	北緯44° 7' 6" 東経142° 35' 41"	36m× 77m	草地	×
KS52	旧糸魚小学校	朝日町中央	北緯44° 7' 13" 東経142° 35' 46"	60m× 110m	土	×
KS55	糸魚小・朝日中学校	朝日町中央	北緯44° 6' 59" 東経142° 36' 6"	68m× 94m	土	×
KS56	朝日町運動公園	朝日町中央	北緯44° 6' 38" 東経142° 35' 29"	96m× 120m	土	○
KS57	朝日町青少年広場	朝日町中央	北緯44° 6' 56" 東経142° 35' 54"	55m× 38m	土	×
KS61	士別地方消防事務組合消防署朝日支所	朝日町中央	北緯44° 7' 3" 東経142° 35' 51"	28m× 40m	舗装	○
KS74	旭川建設管理部士別出張所朝日車庫	朝日町中央	北緯44° 6' 41" 東経142° 35' 32"	33m× 17m	舗装	○
KS51	岩尾内ダムテニスコート駐車場	朝日町岩尾内ダム湖畔	北緯44° 5' 26" 東経142° 44' 29"	35m× 110m	舗装	×
KS67	旭川開発建設部名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所	朝日町岩尾内7314番地	北緯44° 6' 53" 東経142° 42' 51"	13m× 18m	舗装	○
KS53	旧壬子小学校	朝日町中央	北緯44° 5' 3" 東経142° 38' 11"	36m× 46m	土	×
KS54	旧登和里小学校	朝日町登和里	北緯44° 7' 24" 東経142° 40' 29"	70m× 35m	土	×

番号	名称	住所	位置	広さ	路面状況	冬季使用
KS58	岩尾内湖白樺キャンプ場	朝日町岩尾内ダム 湖畔	北緯44° 5' 46" 東経142° 43' 38"	20m× 145m	舗装	×
KS59	旧三栄小学校	朝日町南朝日	北緯44° 3' 12" 東経142° 39' 8"	50m× 92m	土	×

(箇所図はP87)

北海道災害義援金募集（配当）委員会会則 災害義援金募集（配分）事業要綱骨子

（計画第6章第33節（P112）関係）

北海道災害義援金募集委員会会則

（目的）

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

（名称）

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（事務局）

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）に置く。

（組織）

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（委員）

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

（委員会）

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

（募集要項等）

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

（運営）

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

（意見の聴取）

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

（附則）

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和57年9月1日制定）は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定

(昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長)

別紙

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局：日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

各種融資制度の概要

(計画第6章第34節 (P112) 関係)

(計画第6章第35節 (P113) 関係)

1 生活福祉資金

- (1) 貸付対象
低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
- (2) 取扱機関等
北海道社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会
- (3) 関係法令等
生活福祉資金貸付制度要綱
- (4) その他
国1/2補助、道1/2補助
- (5) 内容、資格、条件等

資金の種類		内容	貸付限度 (円)	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合は1.5%)
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費の併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用 (具体的な用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合は1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に修学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内						

資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
不動産型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 月額30,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 生活扶助額の1.5倍以内			

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据置期間を貸付の日から2年以内とすることができる。

（福祉資金福祉費別表）

使途目的	呼称	貸付限度額目安	償還期間	利子
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合は1.5%）
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
障がい者用自動車の購入に必要な経費	障がい者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
介護サービス、障がい者サービスを受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金

(1) 取扱機関等

北海道、市町村

(2) 関係法令等

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

(3) その他

国2/3貸付、道1/3貸付

償還については、6か月～1年間の据置期間がある。就学資金については、厚生労働大臣の定めるものは無利子である。

(4) 内容、資格、条件等

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,850,000 団体 4,290,000		1年	7年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合は1.0%）
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,430,000		6か月	7年以内	1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学、大学院 専修学校（一般課程） に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	別表参照	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校（一般課程）は5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員、パソコン、栄養士等）	（一般） 月額 68,000 （特別） 一括816,000 自動車運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	20年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合は1.0%）
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額68,000 特別460,000 （注）修行施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けられなくなった場合は、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	6年以内	無利子

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
就職支度資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000 特別 330,000		1年	6年以内	無利子 (親に対するもので連帯保証人が設定できない場合は1.0%)
医療介護資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療 340,000 特別480,000 介護500,000		6か月	5年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合は1.0%)
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活費補給資金	月額 一般103,000 技能141,000	技能習得資金貸付期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合は1.0%)
		医療若しくは介護を受けている間の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内	医療(介護)終了後6か月	5年以内	
		母子家庭又は父子家庭になって7年未満の家庭への生活補給資金		240万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内	
		失業している期間(離職から1年以内に限る)中の生活補給資金		離職した日から1年以内	5年以内		
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000 特別 2,000,000		6か月	6年以内 特別7年以内	
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400		中学卒業後6か月	就学20年以内 修業5年以内	無利子
			高校等 公立160,000 私立420,000 大学・短大・大学院等 公立380,000 私立590,000		修学終了後6か月		
			修業施設 100,000		習得終了後6か月	5年以内	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合は1.0%)

(修学資金貸付限度額別表)

(月額、単位：円)

学校種別			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校等	国公立	自宅	27,000				
		自宅外	34,500				
	私立	自宅	45,000				
		自宅外	52,500				
高等専門学校	国公立	自宅	31,500			67,500	
		自宅外	33,750			76,500	
	私立	自宅	48,000			79,500	
		自宅外	52,500			90,000	
短期大学等	国公立	自宅	67,500				
		自宅外	76,500				
	私立	自宅	79,500				
		自宅外	90,000				
大学	国公立	自宅	67,500				
		自宅外	76,500				
	私立	自宅	81,000				
		自宅外	96,000				
専修学校（一般課程）			48,000				

3 災害援護資金貸付金

- (1) 取扱機関等
市町村
- (2) 関係法令等
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく条例
- (3) 対象災害
自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
- (4) 貸付対象
対象災害により負傷し、又は住居、家財に被害を受けた者
- (5) その他
貸付金原資の負担 国2/3、都道府県・指定都市1/3
貸付金の額は、1世帯当たり限度額350万円を超えない範囲内とする。
- (6) 貸付限度、利率等

貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦
② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円	据置期間は無利子	特別の事情がある場合は5年	据置期間を含む	年賦
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②アが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②イが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②ウが重複した場合 3,500,000円				
④ 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②イの場合 2,500,000円 イ ②ウの場合 3,500,000円 ウ ③イの場合 3,500,000円				

4 災害復興住宅資金

(1) 取扱機関等

独立行政法人住宅金融支援機構（被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420）

(2) 関係法令等

独立行政法人住宅金融支援機構法

(3) 融資対象者

次の①から④までのすべてに該当する者

- ① 自然災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から罹災証明を交付されていること
- ② 自ら居住するために住宅を建設、購入又は補修すること
- ③ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしていること
 - ・年収400万円未満：総返済負担率30%以下
 - ・年収400万円以上：総返済負担率35%以下
- ④ 日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人であること

(4) 融資条件

区分		建設	新築購入	リユース(中古)購入	補修
融資対象	住宅の規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること ・(独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 			
	住宅部分床面積	13m ² 以上175m ² 以下	50m ² 以上(共同建の場合は30m ² 以上)175m ² 以下		
	敷地	・原則、転貸借によらないものであること			
	築年数等		<ul style="list-style-type: none"> ・申込日の2年前の日以後に竣工又は竣工予定 ・申込日前に人が居住していたことがない ・申込日前に登記上申込本人又は第三者(建設業者を除く)の名義になっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・人が居住していたことがある住宅又は建築後2年を超えた住宅 ・申込日前に登記上申込本人の名義になっていない 	
融資限度額	基本融資額 (万円)	建設資金 基本融資 1,650 土地取得資金 970 整地資金 440	購入資金 2,620 (うち土地取得資金) 970	リユース 購入資金 2,320 (うち土地取得資金) 970 リユースプラス 購入資金 2,620 (うち土地取得資金) 970	補修資金 730 引方移転資金 440 整地資金 440
	特例加算額	510	510	510	
返済期間	耐火準耐火 木造(耐久性)	35年以内		リユースプラス 35年以内	20年以内
	木造(一般)	25年以内		リユース 25年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)
貸付金利	年0.46%、特例加算額 年1.36% (平成31年3月現在)				
受付期間	罹災日から2年間				

5 農林漁業セーフティネット資金

- (1) 取扱機関等
市町村、株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関
- (2) 関係法令等
農林漁業セーフティネット資金実施要綱、株式会社日本政策金融公庫法
- (3) 資金使途
災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。）
- (4) 貸付対象者
 - 認定農業者
 - 認定新規就農者又は、それ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの
 - 林業経営改善計画の認定を受けた者
 - 「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者
 - 農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者
 - 上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者
ただし、家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。
 - 次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者
 - ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること
 - ②一元的に経理を行っていること
 - ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること
 - ④農用地利用集積の目標を定めていること
 - ⑤主たる従業者が目標所得を定めていること
- (5) 貸付限度額
600万円（ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）
- (6) 償還期間
10年以内（うち据置3年以内）
- (7) 貸付利率
年 0.16%（平成31年2月現在）

6 天災融資法による融資

- (1) 取扱機関等
北海道、市町村、金融機関
- (2) 関係法令等
天災融資法
- (3) 貸付対象者
天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、天災の都度政令で指定される天災資金の借受資格者（農林漁業者）
 - ① 被害農業者
農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ、損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の30%以上のもの
 - ② 被害林業者
林産物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの

- ③ 被害漁業者
魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの
- ④ 被害組合
農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
- (4) 融資額
農林漁業者3,500,000円**法人20,000,000円**
(法令で定める資金5,000,000円、法令で定める法人25,000,000円)
漁具購入50,000,000円
被害組合25,000,000円
- (5) 償還期間
農林漁業者6年以内(激甚災害法適用7年以内)
- (6) 貸付利率 **法発動の都度設定**

7 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))

- (1) 取扱機関等
北海道、株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関
- (2) 関係法令等
株式会社日本政策金融公庫法
- (3) 貸付対象
農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の**改植**又は捕植
- (4) 貸付限度
1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
- (5) 貸付期間
15年(うち据置3年)以内。ただし、果樹の改植は25年(うち据置10年)以内
- (6) 貸付利率
年**0.16~0.17%**(平成31年2月現在)

8 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)

- (1) 取扱機関等
北海道、株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関
- (2) 関係法令等
株式会社日本政策金融公庫法
- (3) 貸付対象
 - ① 被災した漁船の復旧
 - ② 被災した漁具、内水面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
- (4) 貸付限度
 - ① 貸付対象事業費×0.8
 - ② 漁船1,000万円 その他施設300万円
 - ①又は②のいずれか低い額
- (5) 貸付期間
15年以内(うち据置3年以内)
- (6) 貸付利率
年**0.16~0.17%**(平成31年2月現在)

9 造林資金

- (1) 取扱機関等
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関
- (2) 関係法令等
株式会社日本政策金融公庫法
- (3) 貸付対象
造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む。）及び森林組合、同連合会、農業協同組合
- (4) 貸付限度額
貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
- (5) 償還期間
30年以内（20年以内の据置期間含む。）
- (6) 貸付利率
0.16～0.2%（平成31年2月現在）

10 樹苗養成施設資金

- (1) 取扱機関等
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関
- (2) 関係法令等
株式会社日本政策金融公庫法
- (3) 貸付対象
樹苗養成施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
- (4) 貸付限度額
貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
- (5) 償還期間
15年以内（5年以内の据置期間含む。）
- (6) 貸付利率
0.16～0.17%（平成31年2月現在）

11 林道資金

- (1) 取扱機関等
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関
- (2) 関係法令等
株式会社日本政策金融公庫法
- (3) 貸付対象
自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
- (4) 貸付限度額
貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
- (5) 償還期間
20年以内（3年以内の据置期間含む。）
- (6) 貸付利率
0.16～0.2%（平成31年2月現在）

12 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）林産業施設資金（災害復旧）

- (1) 取扱機関等
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関

- (2) 関係法令等
株式会社日本政策金融公庫法
- (3) 貸付対象
林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
- (4) 貸付限度額
貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
- (5) 償還期間
15年以内（3年以内の据置期間含む。）
- (6) 貸付利率
0.16～0.17%（平成31年2月現在）

13 共同利用施設資金 途中

- (1) 取扱機関等
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関
- (2) 関係法令等
株式会社日本政策金融公庫法
- (3) 貸付対象
林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合
- (4) 貸付限度額
貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
- (5) 償還期間
20年以内（3年以内の据置期間含む。）
- (6) 貸付利率
0.16～0.2%（平成31年2月現在）

14 備荒資金直接融資資金

- (1) 取扱機関等
北洋銀行、北海道銀行、三菱東京UFJ銀行、全国信用金庫組合札幌支店
- (2) 関係法令等
事業資金等の銀行融資斡旋条例
- (3) 貸付対象
備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
- (4) 貸付限度額
各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内。ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで。
- (5) 償還期間
6か月
- (6) 貸付利率
年利率3%

15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」

- (1) 取扱機関等
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合

(2) 関係法令等

中小企業総合振興資金融資要領

(3) 貸付目的

災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。

(4) 融資条件等

融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの現象等の間接被害を受けている中小企業者等であって、北海道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資機関	10年以内（据置2年以内）	10年以内（据置2年以内）
融資金利	〔固定金利〕 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 〔変動金利〕 年1.0%（融資期間が3年超の場合選択可）	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

16 勤労者福祉資金

(1) 取扱機関等

北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合

(2) 関係法令等

勤労者福祉資金融資要綱

(3) 融資条件等

区分	中小企業で働く者	季節労働者	離職者
融資対象者	中小企業に勤務する者（育児・介護休業中の者を含む） 前年の総所得が600万円以下の者	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者 前年の総所得が600万円以下の者	企業倒産など事業主の都合により離職した者で、次のいずれかの要件を備える者 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた者で、求職者登録している者
融資金額	中小企業で働く者・季節労働者 120万円以内 離職者 100万円以内		
融資機関	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで 元金据置可、据置期間分延長可）		5年以内 （6か月以内元金据置可、 据置期間分延長可）
融資利率	年1.6%	年0.6%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。	

17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

(1) 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 法適用の要件

① 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)

② 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支給条件

支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2)②アに該当	解体 (2)②イに該当	長期避難 (2)②ウに該当	大規模半壊 (2)②エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧

(計画第9章 (P161) 関係)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	負担・補助率
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担 法	河川	国、道、市 町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1か所500万円以上 道施行1か所120万円以上 市町村施行1か所60万円以上	標準税収入 と対比して 算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設	国施行1か所500万円以上 道施行1か所120万円以上	〃
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防 波堤を含む。）	道施行1か所120万円以上	〃
	地すべり 防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排 水施設、擁壁、ダム等	国施行1か所500万円以上 道施行1か所120万円以上	〃
	急傾斜地 崩壊防止 施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にあ る擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市 町村	トンネル、橋、渡船施設、道 路用エレベーター等道路と一 体となってその効果を全うす る施設又は工作物等	国施行1か所500万円以上 道施行1か所120万円以上 市町村施行1か所60万円以上	〃
	港湾	〃	水域施設（航路、泊地、船だ まり） 外かく施設（防波堤、水門、 堤防） 係留施設（岸壁、浮標）等	国施行1か所500万円以上 道施行1か所120万円以上 市町村施行1か所60万円以上	〃
	漁港	〃	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1か所500万円以上 道施行1か所120万円以上 市町村施行1か所60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都 市下水路	道施行1か所120万円以上 市町村施行1か所60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園 （カントリーパーク）の園 路・広場、修景施設、保養施 設、運動施設等	〃	〃	
空港法	空港	国、道、市 町村	基本施設（滑走路、着陸帯、 誘導路、エプロン）、排水施設、 照明施設、護岸、道路、自動 車駐車場、橋、法令で定める 空港用地、無線施設、気象施 設、管制施設（道、市につい ては、上記から無線施設、気 象施設、管制施設を除く）	1施設120万円以上	8/10 国直轄事業 のうち基本 施設に要す る費用の 2/10は地方 負担

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	負担・補助率	
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1か所40万円以上	5/10（通常） 8/10、9/10（高率該当分）	
	農業用施設	〃	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10（通常） 9/10, 10/10（高率該当分）	
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10（通常） 7.5/10～10/10（高率後）	
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消破堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	〃	6.5/10（通常） 10/10（高率該当分）	
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10	
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1か所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する
				北海道が土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1か所75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	〃	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1か所概ね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4	
生活保護法	保護施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備 災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2	
老人福祉法	老人福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2又は1/3	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	負担・補助率
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所、居宅介護事務所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	道、市町村、社会福祉法人	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの、居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	施設整備 災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
	障害者支援施設	〃	障害者支援施設	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設、助産施設等、児童厚生施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障がい児短期治療施設等、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所	施設整備 災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	1/2又は1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備 災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	道、市町村、非営利法人等	精神障がい者生活訓練施設、精神障がい者授産施設、精神障がい者福祉ホーム、精神障がい者福祉工場、精神障がい者地域生活支援センター	〃	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧所要額1件につき60万円以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上水道	〃	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130円 ②本復旧費＞1,900千円（町村は1,000千円） ○簡易水道事業 ①本復旧費＞現在給水人口×110円 ②本復旧費＞1,000千円（町村は500千円）	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島4/5)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	負担・補助率
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上	2/3 (離島4/5)
都市災害復旧事業 国庫補助に関する 基本方針	街路	〃	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上の柵及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道120万円以上 市町村60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市80万円以上 市町村40万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	負担・補助率
活動火山 対策特別 措置法 都市局所 管降灰除 去事業費 補助金交 付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び配水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市長村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする		〃

激甚法による財政援助一覧

(計画第9章 (P163関係))

区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業 <input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 身体障がい者施設災害復旧事業 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 障がい者支援施設等の災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 婦人保護施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 感染症指定医療機関災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 感染症予防事業 <input type="checkbox"/> 堆積土砂排除事業 <input type="checkbox"/> 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<input type="checkbox"/> 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 <input type="checkbox"/> 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 <input type="checkbox"/> 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 <input type="checkbox"/> 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 <input type="checkbox"/> 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	<input type="checkbox"/> 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 <input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 <input type="checkbox"/> 水防資材費の補助の特例 <input type="checkbox"/> り災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例 <input type="checkbox"/> 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 <input type="checkbox"/> 雇用保険法による求職者給付に関する特例

各種協定

- 1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- 2 災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書
- 3 災害時における相互応援に関する協定（愛知県みよし市）
- 4 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（北海道開発局）
- 5 災害時における士別市と協同組合士別建設協会の協力体制に関する協定
- 6 災害時における士別市と朝日町建設協会の協力体制に関する協定
- 7 水道施設等の災害時における士別市と士別市管工事業協同組合協力体制に関する協定
- 8 災害時における士別市と士別電設業協会の協力に関する協定
- 9 災害時における士別市と(株)NIPPO道北統括事業所との協力体制に関する協定
- 10 災害時における福祉避難所の確保に関する協定（医療法人社団三愛会、社会福祉法人朝日福祉会、士別グランドホテル、エスシーコーポレーション、翠月、**社会福祉法人しべつ福祉会**）
- 11 災害発生時における士別郵便局と士別市の協力に関する協定
- 12 災害発生時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定（旭川地区トラック協会・士別支部）
- 13 災害時における燃料供給等に関する協定（士別石油協会）
- 14 災害等の発生時における士別市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定
- 15 災害時協力協定（北海道電気保安協会）
- 16 北海道消防防災ヘリコプター応援協定
- 17 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（旭川歯科医師会）
- 18 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定（北海道コカコーラボトリング）
- 19 災害時の物資供給及び店舗営業に関する協定（セブン-イレブン・ジャパン）
- 20 士別市と士別市内郵便局との包括的連携に関する協定
- 21 災害時等における無人航空機による協力に関する協定（三共コンサルタント）